

COI 申告書の管理について

- 日本心不全学会の COI 指針に則り、理事・監事・該当委員会委員・ステートメント執筆者は就任された際には速やかに COI 申告書を提出することとする。
本申告書は就任された時の前年より 1 年ごと 3 年分を事務局に提出する。
- 本申告書については個人情報漏洩を防ぐため、オンラインまたは郵送で事務局に返送する。
- 事務局において回収した申告書を取りまとめ、COI 委員会において申告の問題の有無の確認をする。
- 確認された本申告書は事務局に戻し、3 年間事務局にて保管をする。
- 開示請求のあった場合には速やかに理事長および COI 委員会に報告をし、内容および開示請求理由の確認をしたうえで理事長ならびに COI 委員会の判断によって開示することとする。
- 申告書類は事務局において厳重に保管をし、他者の目に触れないように保管をする。
- 3 年間を経過した COI 申告書類一式については事務局において溶解処分とする。

2019 年 7 月 12 日

2023 年 10 月 26 日改定

一般社団法人日本心不全学会